

山形市立東沢小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条1項）

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童もいじめられる側にもいじめる側にもなりうるとの意識を持ち、児童を見守る教職員・保護者を中心とした大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題の克服に向け、未然防止・早期発見・組織的対応等に全力で取り組む。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

1 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの防止

- a 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。《いじめ未発見ゼロ・未解決ゼロ》
- b 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- c 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

② 未然防止早期発見のための措置

a いじめの調査等

定期的な各種アンケート調査や面談により、いじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談や日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

b いじめ相談体制

児童・保護者がいじめに係る相談ができるよう、担任だけではなく担任外等、全職員で対応すると共に、いじめ相談窓口を設置する。

c いじめ防止等のための教職員の資質向上

一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを心がけ、いじめに関する研修を行うなど、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。また、発達障がいを含む障がいのある児童、LGBTに係る児童等、特に配慮すべき児童への理解を深め、適切な支援や指導に努める。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者の情報発信に際して、情報の流通性、匿名性等の特性について啓発活動を行う。外部講師を招き、情報モラルについての研修を適宜実施する。

④ 児童による活動の推進

あいさつや温かい言葉遣いなどの大切さを共有し高め合ったり、他人を傷つけるような行為の未然防止について話し合ったりするなど、学級や児童会活動において、児童たちが自らいじめの問題について主体的に考え行動する取組を通して「いじめは絶対にしない、させない」学校づくりを推進する。

(2) いじめ防止等に関わる組織

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭

※必要に応じて、校外関係者(学校運営協議会委員、校医等)の協力を得る。

※緊急の場合は、校長、教頭、生徒指導主任で構成する実務部会を開き、初動の対応を検討する。必要に応じて、他の関係する教職員を加える。

〈開催〉

校長の判断により、必要な場合に速やかに会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の整備など対応方針を決定する。

〈活動〉

○基本方針に基づく具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

○いじめの相談・通報の窓口として対応にあたる。

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急の会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

② いじめに対する措置

a 素早い事実確認・報告・相談

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

b 発見・通報を受けての組織的な対応

いじめの事実が確認された場合には、相談を受けた職員は、速やかに管理職及び生徒指導主任に報告し、管理職は「いじめ防止対策委員会」を緊急に招集する。

c 被害児童及びその保護者への支援

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を行う。いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要と認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。

d 加害児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

e 保護者との情報共有

いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者（事案に応じて範囲を決定）と共有するための必要な措置を講じる。

f 集団へのはたらきかけ

学級で話し合うなどして自分の問題として捉え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせ、好ましい集団活動を取り戻すことができるように指導する。また、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

g 重大事態

(3)を参照。

h いじめの解決

いじめが一旦解消した（少なくとも3ヵ月以上、いじめに係る行為が止んでおり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない状態）と思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。具体的には、児童及びその保護者との面談をしたり、周囲の児童から日常生活の中で情報を得たりして事実確認をし、必要な支援を行う。

(3) 重大事態への対処

① 調査組織の設置と調査の実施

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次のように対処する。

a 重大な事態が発生した旨を、山形市教育委員会に速やかに報告する。

b 校内の「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。また、具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐが、基本的に、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。

c 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

d 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

② 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、速やかに山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

③ 外部機関との連携

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、上記(3)①bに挙げ

た外部機関と連携し進める。

(4) 点検・評価及び基本方針の見直し

① いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価等においては、その目的を踏まえていじめの問題を取り扱う。

② 家庭と地域との連携

懇談会や総会、学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について知らせ、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

③ 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、客観的に振り返り改善を図る。

④ 基本方針の見直し

本基本方針については、本校におけるいじめの防止等が機能的かつ組織的に推進できるよう、随時見直しを図るものとする

いじめ事案の校内対応

